

毎週火・金曜日発行

# 島根県報

第一、三八九号  
平成十四年七月三十日  
(火曜日)

## 告 示

### 目 次

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 (農村整備課) 一  
 林業種苗法の規定に基づく指定採取源の指定の解除 (林業振興課) 一  
 保安林予定森林 (森林整備課) 八  
 道路の区域の変更 (道路整備課) 九  
 道路の供用開始 ( ) 九

## 告 示

## 示

### 島根県告示第六百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。  
 平成十四年七月三十日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事 業 名	完了年月日
鹿足郡津和野町 土地改良区	直地地区区画整理事業(基盤整備促進事業)	平成十三年三月十五日

### 島根県告示第六百九十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九条第一項の規定により、指定採取源の指定を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同法第五条の規定により告示する。  
 平成十四年七月三十日

島根県知事 澄田信義

指定番号	指定年月日	指定採取源の種類	樹種	所在場所	本数(本)	面積(ha)	所有者等の住所及び氏名又は名称
四五―八二	四六・七・一三	普通母樹林	ひのき	浜田市長見町一〇九六	一〇	〇・二五	浜田市長見町五三七 齊藤 實
四五―八三	四六・七・一三	普通母樹林	ひのき	浜田市横山町九六九	一〇〇	〇・二一	浜田市横山町四三八 岡本一久
四五―八四	四六・七・一三	普通母樹林	ひのき	浜田市後野町二三三―五	二〇	〇・二〇	浜田市後野町一三八七 岡本正次

四六一三二	四六一三〇	四六一二九	四六一二八	四五一九四	四五一九三	四五一九二	四五九一	四五九〇	四五八九	四五八八	四五八七	四五八六	四五八五
四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
くろまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	すぎ	あかまつ	ひのき	すぎ	あかまつ	ひのき	ひのき	ひのき	すぎ	ひのき
一 江津市波子町イ一〇一九一	一 江津市二宮町神主二八〇六一	一四 江津市二宮町神主二二四一	一 江津市波積町本郷六四一	江津市波積町南一〇四六	二 江津市松川町畑田九〇四一	那賀郡旭町今市一二八三	那賀郡旭町今市一二八三	那賀郡旭町丸原一五四八	一 一 那賀郡三隅町三隅一六七四	一 一 那賀郡三隅町三隅一五六三	四 那賀郡金城町小国九〇〇一	那賀郡弥栄村栃木一一〇二	那賀郡弥栄村野坂二六九
二一〇	三二〇	三五〇	四五〇	四〇	六〇	四八〇	一、〇〇〇	五二	四〇〇	三〇	二五〇	一〇〇	五
〇・五九	〇・九四	〇・七二	二・九〇	〇・三五	〇・五〇	〇・五一	〇・九〇	一・二八	〇・六〇	〇・〇三	〇・二五	〇・二〇	〇・〇四
江津市波子町イ七一三 千代延聖視	江津市二宮町神主ロ四四五 横田一幸	東京都小金井市梶野町三一一一一三 大岡美咲	広島県広島市東区山根町三八一二七一 山崎勝弘	江津市波積町南六〇八 早見長市	大阪府豊中市利倉東一一一一一七〇 二 森畑亮弥	那賀郡金城町久佐七五二〇 佐々木昌美	那賀郡金城町久佐七五二〇 佐々木昌美	広島県広島市安佐北区真亀町四一二 岩地克己	那賀郡三隅町三隅一五二七一二 三隅神社	那賀郡三隅町向野田二四七 吉本秀勝	那賀郡金城町小国イ一二九 横山忠幸	那賀郡弥栄村栃木八〇一一一 日原和江	那賀郡弥栄村野坂二七〇 中村健次

四六一四四	四六一四三	四六一四二	四六一四一	四六一四〇	四六一三九	四六一三八	四六一三八	四六一三七	四六一三六	四六一三五	四六一三四	四六一三三	四六一三二	
四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	
すぎ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	すぎ	ひのき	すぎ	ひのき	ひのき	あかまつ	ひのき	ひのき	あかまつ	
那賀郡旭町今市一三〇四	那賀郡金城町久佐口三〇二	那賀郡金城町七条八八四	那賀郡金城町七条イ八八五	那賀郡金城町七条イ九六九	浜田市生湯町一八二九	浜田市原井町二三九三	浜田市原井町二七〇六	浜田市原井町二七〇六	浜田市宇野町一八六七	浜田市宇野町二一六八	江津市二宮町神主一八九三	江津市二宮町神主一八〇〇	江津市二宮町神主一七八一	江津市二宮町神主一八〇一
四、五〇〇	二、〇〇〇	二二〇	一〇〇	三七〇	一、七二〇	四、〇〇〇	一、七二九	二、〇七一	六〇	一五	三二〇	六〇	四〇	一四〇
二・五〇	二・三四	一・〇五	一・一〇	二・六〇	三・〇〇	三・六六	一・七五	二・一〇	〇・七〇	〇・六〇	〇・八八	〇・一〇	〇・一〇	〇・三七
那賀郡旭町今市一三〇七	那賀郡金城町久佐口二八七	那賀郡金城町七条イ五四九	那賀郡金城町七条イ六六七	那賀郡金城町七条イ六六三	浜田市生湯町一八二八一	浜田市真光六七	浜田市真光六七	浜田市真光六七	浜田市宇野町一二八	奥田守治	江津市二宮町神主イ七七七	江津市二宮町神主イ五七九	江津市二宮町神主イ二三七	江津市二宮町神主イ五七九

四七―一〇六	四七―一〇五	四七―一〇四	四七―一〇三	四六―一五三	四六―一五二	四六―一五一	四六―一五〇	四六―一四九	四六―一四八	四六―一四七	四六―一四六	四六―一四六	四六―一四五	四六―一四五
四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
ひのき	すぎ	あかまつ	すぎ	すぎ	ひのき	あかまつ	ひのき	あかまつ	ひのき	すぎ	あかまつ	すぎ	あかまつ	ひのき
江津市波積町南八六三―三	江津市松川町上津井八三〇―一	江津市浅利町一九三一	江津市松川町畑田一〇一四	那賀郡三隅町室谷一三二四―六	那賀郡三隅町三隅一六二五	那賀郡三隅町三隅二〇五二―一	那賀郡三隅町東平原一三八三	那賀郡弥栄村長安本郷六五〇	那賀郡弥栄村長安本郷七七三	那賀郡弥栄村栃木一二四七―四	那賀郡旭町重富七四六	那賀郡旭町重富七四六	那賀郡旭町今市一三〇四	那賀郡旭町今市一三〇四
三〇〇	六〇	五五〇	三五	一、〇〇〇	一、一五二	一、五〇〇	一九〇	二、八〇〇	一、三〇〇	九八	四〇〇	八〇	五〇〇	八〇〇
一・二九	〇・七三	四・八五	〇・一四	一・八三	〇・六四	一・〇四	〇・一九	四・四八	一・四〇	〇・一〇	一・三六	〇・三〇	〇・五六	二・三〇
兵庫県西宮市門戸荘一七―六七 嘉戸清毅	江津市嘉久志町イ一〇六〇 永井克正	江津市 江津市	江津市 江津市	東京都世田谷区奥沢七―四五―五 山下陽生	那賀郡三隅町室谷一〇九七―三 大麻山神社	那賀郡三隅町三隅一三三七―一 玉木幸雄	那賀郡三隅町三隅二〇五二―二 田畑勝雄	那賀郡弥栄村長安本郷 三浦美江子	那賀郡弥栄村長安本郷 光野廣明	那賀郡弥栄村栃木 日原 豊	那賀郡旭町重富 岡本一雄	那賀郡旭町重富 岡本一雄	那賀郡旭町今市一三〇七 河野 明	那賀郡旭町今市一三〇七 河野 明

四七―一二二	四七―一二〇	四七―二一九	四七―二一八	四七―二一七	四七―二一六	四七―二一五	四七―二一四	四七―二一三	四七―二一二	四七―二一一	四七―二一〇	四七―二〇九	四七―二〇八	四七―二〇七
四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	ひのき	すぎ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	すぎ	すぎ	すぎ	あかまつ
一 那賀郡金城町長田四一六一	四 那賀郡金城町小国九〇〇一	一七 那賀郡金城町長田イ三七七八	八一 那賀郡金城町波佐イ一二九	一 那賀郡金城町長田四〇二一	一 那賀郡金城町長田四〇二一	一九 那賀郡弥栄村木都賀四四七	一三 那賀郡弥栄村木都賀四四六	七 那賀郡弥栄村木都賀一八九	二 那賀郡弥栄村木都賀二〇二	六 那賀郡旭町今市一三一七	三 那賀郡旭町今市二八五一	四 那賀郡旭町都川二六一八一	浜田市生湯町二〇六六	浜田市長見町一二二九
五〇〇	六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五〇	三〇〇	三〇〇	一〇五	五六〇	三、五〇〇	一、三〇〇	二、七〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一、五〇〇
二・一〇	〇・五〇	一・〇〇	一・三〇	〇・二五	〇・三五	〇・四〇	〇・四〇	一・〇〇	五・八〇	二・四四	一・五九	〇・九二	〇・三〇	八・六八
酒井忠雄	横山忠幸	岡本正	三浦兼之	岡本隆博	岡本隆博	追田宏司	美浦重信	大野正子	大野正子	半沢長寿夫	佐々木昌美	山田重夫	河野幸信	鍛冶畑義征
那賀郡金城町長田イ八四一五	那賀郡金城町小国イ一二九	那賀郡金城町長田イ一五	那賀郡金城町長田イ一八一三	那賀郡金城町長田イ七七一三	那賀郡金城町長田イ七七一三	浜田市長沢町一六七九一二	那賀郡弥栄村木都賀	宮崎県えびの市原田四一四〇二	宮崎県えびの市原田四一四〇二	那賀郡旭町今市一三一七一二	那賀郡金城町久佐七五二〇	那賀郡旭町都川	浜田市生湯町二〇五四	浜田市長見町六五六

四七―一三五	四七―一三四	四七―一三三	四七―一三二	四七―一三一	四七―一三〇	四七―一二九	四七―一二八	四七―一二七	四七―一二六	四七―一二五	四七―一二四	四七―一二三	四七―一二二
四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
あかまつ	ひのき	すぎ	あかまつ	あかまつ	すぎ	すぎ	すぎ	ひのき	ひのき	すぎ	ひのき	ひのき	ひのき
那賀郡三隅町三隅一六三一	那賀郡三隅町三隅一六三一	那賀郡三隅町三隅一六三一	那賀郡三隅町西河内一九六六―一	那賀郡三隅町三隅二〇五三一	那賀郡三隅町三隅二〇五三一	那賀郡三隅町向野田一八一二―一	那賀郡三隅町三隅一七八九一―一	那賀郡三隅町三隅一七八九一―一	那賀郡三隅町黒沢三六二二	那賀郡三隅町黒沢二二一〇	那賀郡三隅町向野田一八六二―一	那賀郡金城町七条口五二六	那賀郡金城町七条ハ四八九
二〇〇	二〇〇	二〇〇	四〇〇	三〇〇	五〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二五〇	一〇〇	一、七五〇	一、〇〇〇
〇・三〇	〇・二〇	〇・三〇	〇・七八	一・〇四	〇・〇六	〇・三三	〇・二八	〇・三〇	〇・五五	一・一〇	〇・四二	一・二〇	〇・八〇
滝川 那賀郡三隅町西河内四七三―二	滝川 那賀郡三隅町西河内四七三―二	滝川 那賀郡三隅町西河内四七三―二	栗山 彰 那賀郡三隅町西河内五四五	田畑勝雄 那賀郡三隅町三隅二〇五二―二	田畑勝雄 那賀郡三隅町三隅二〇五二―二	滝川 那賀郡三隅町西河内四七三―二	田中幸雄 那賀郡三隅町三隅九七二	田中幸雄 那賀郡三隅町三隅九七二	河野昭巳 那賀郡三隅町黒沢三六〇	河野昭巳 那賀郡三隅町黒沢三六〇	佐々木恭子 那賀郡三隅町向野田六〇五―五	岡本幹彦 神奈川県川崎市麻生区万福寺三九三一	浜田市朝日町八〇―一二 槇岡八重子

四八―七九	四八―七八	四八―七七	四八―七六	四八―七五	四八―七四	四八―七三	四八―七二	四八―七一	四八―七〇	四八―六九	四八―六八	四八―六七	四七―一三六
四九・三・二九	四九―三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四八・五・一一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
すぎ	すぎ	ひのき	ひのき	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	あかまつ
那賀郡旭町和田一四五六	那賀郡旭町重富八五二―二	那賀郡旭町坂本八一八―三	那賀郡旭町今市一一五五―二	那賀郡金城町追原二〇〇〇	那賀郡金城町追原一九〇三―一六	那賀郡金城町小国八四一―六	那賀郡金城町上来原八九六―一	江津市波積町南一二六一―一	江津市波積町本郷七一二	浜田市三階町一八八七、一八八八	浜田市河内町三一〇―一五	浜田市三階町一九八六―一	那賀郡三隅町西河内一八六―六
一、三〇〇	二、三〇〇	四〇〇	一、二〇〇	七〇〇	一四〇	四〇	八〇〇	一一〇	七〇	七〇〇	二、一〇〇	一、三〇〇	三〇〇
一・一〇	二・〇四	〇・三二	〇・九〇	〇・九〇	〇・三〇	〇・一〇	〇・七〇	〇・七四	〇・七三	〇・五一	一・八九	一・一〇	〇・五四
那賀郡旭町和田 島山美佐子	那賀郡旭町重富 山片敏幸	那賀郡旭町坂本 湯浅静嘉	那賀郡旭町今市 佐々木茂章	那賀郡金城町追原四六七 松原敏郎	那賀郡金城町追原二四〇 宮本シゲヨ	大屋芳則 広島県安芸郡府中町青崎東一〇―一〇	那賀郡金城町上来原 毛利市助	江津市波積町南六〇八 早見長市	江津市波積町本郷三八三 静間綾子	浜田市三階町七町内八〇〇 後山松久	愛知県名古屋市中白区表山二―三二―一 一七〇三 浅野禎市	浜田市三階町三町内三七五 藤田 勉	那賀郡三隅町西河内五四五 栗山 彰

四八―八〇	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ	七	那賀郡旭町本郷一九四五―	九五〇	〇・八六	那賀郡旭町丸原 芳川信義
四八―八一	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ		那賀郡弥栄村小坂八二六	五〇	〇・一二	那賀郡弥栄村小坂 牛尾友章
四八―八二	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ	五	那賀郡弥栄村木都賀二五五	七〇	〇・一五	那賀郡弥栄村木都賀 三浦六太郎
四八―八三	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ	一五	那賀郡弥栄村木都賀三四四	一二〇	〇・二三	広島県山県郡大朝町田原一〇六 久保田幸夫
四八―八四	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ		那賀郡三隅町矢原二四二八	八〇	〇・三四	那賀郡三隅町矢原三七四内一 高橋フミヨ
四八―八五	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ	一―三	那賀郡三隅町宮ノ尾二四二	五〇	〇・三三	那賀郡三隅町矢原三七四内一 高橋フミヨ
四八―八六	四九・三・二九	普通母樹林	す	ぎ	五	那賀郡旭町都川二六一七―	九九〇	一・〇〇	那賀郡旭町都川 山田定雄

島根県告示第六百九十一号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年七月三十日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

美濃郡美都町大字宇津川イニ五四からイニ六二まで、イニ六二統一、イニ六三、イニ六三統一、イニ六九〇、イニ六九一、イニ〇二八からイニ〇三〇まで、イニ〇三二からイニ〇三六まで、イニ〇三七の一、イニ〇三七の二、イニ〇三八からイニ〇四五まで、イニ〇四五の一、イニ〇四六からイニ〇四八まで、イニ〇五二からイニ〇五五まで、ロ一甲、ロ七七四、ロ一〇九九、ロ一〇二からロ一〇五まで、ロ一〇六の一、ロ一〇六の二、ロ一〇七、ロ一九一、ロ一九二の二からロ一九二の四まで、

ロ一九三、ロ一九四、ロ一九四の一からロ一九四の一三まで、ロ一九五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。)



島根県告示第六百九十二号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄す

る土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年七月三十日

島根県知事 澄田信義

道路の種類		路線名		区 間		の 区 域		管轄する土木建築事務所の名称		備 考	
						敷地の幅員		延長			
						メートル		メートル			
						後 B 前 A		後 B 前 A			
						後 B 前 A		後 B 前 A			
国 道	三百七十五号	大田市川合町忍原字御崎風呂イ九三一番二地先から同町川合字大谷三二七一番一地先まで	大田土木建築事務所	後 B 前 A	後 B 前 A	一〇・〇〇〇 一七・〇〇〇	一〇・〇〇〇 一七・〇〇〇	一七・〇〇〇 二二・〇〇〇	一七・〇〇〇 二二・〇〇〇	〃	〃
県 道	三瓶山公園線	大田市大田町野城字西野城北ロ二六四番七地先から同字ロ二六五番地先まで	大田土木建築事務所	後 B 前 A	後 B 前 A	一〇・〇〇〇 一七・〇〇〇	一〇・〇〇〇 一七・〇〇〇	一七・〇〇〇 二二・〇〇〇	一七・〇〇〇 二二・〇〇〇	〃	〃
〃	邑智赤米線	邑智郡邑智町大字酒谷八四一番三地先から同大字九七〇番一地先まで	川本土木建築事務所	後 B 前 A	後 B 前 A	一五・〇〇〇 二八・〇〇〇	一五・〇〇〇 二八・〇〇〇	二八・〇〇〇 三三・〇〇〇	二八・〇〇〇 三三・〇〇〇	〃	〃

島根県告示第六百九十三号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄す

毎週火・金曜日発行

る土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年七月三十日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備 考
国 道	百八十六号	浜田市相生町一五七〇番二地先から同町一五七六番三地先まで	三二三・〇〇 <sup>メートル</sup>	平成十四年七月三十日	浜田土木建築事務所	
県 道	一ノ瀬折居線	浜田市鍋石町四八一番五地先から同町五二三番六地先まで	一六一・〇〇	"	"	
"	"	那賀郡金城町大字今福三二二番五地先から同大字一五一〇番一地先まで	二二〇・〇〇	"	"	
"	"	那賀郡金城町大字今福一五一〇番一地先から同大字三九五番地先まで	九二五・〇〇	"	"	
"	浜田美都線	浜田市鍋石町四九二番五地先から同町三八番六地先まで	二、〇〇六・〇〇	平成十四年八月八日	"	

平成十四年七月三十日印刷  
平成十四年七月三十日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町  
印刷所 松江市学園南  
島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)